

新型コロナウイルス感染症に係る吹田市立の保育所・認定こども園・幼稚園等の対応について

令和2年(2020年)7月26日時点

地域の感染状況	園児・職員の状況	施設から園児・職員への対応	施設の対応(臨時休園・保育規模の縮小など)	0～2歳児の保育料の取扱い
1. 地域の感染状況に関わらず常時	(1) 同居家族がPCR検査を受けることになった	【園児】 ①登園自粛の指示はできないが、登園自粛協力を求める ②検査結果が陰性の場合は通常登園 【職員】 ①検査結果が出るまで自宅待機 ②検査結果が陰性の場合は通常勤務	開園	当該園児が登園自粛に協力した期間は当該園児の保育料を日割り減額
	(2) 同居家族が感染者となり、本人が濃厚接触者に特定され、PCR検査が実施される	【園児】 ①検査結果が出るまで登園回避を要請 ②検査結果が陰性の場合は2週間を目安に登園回避を要請 陽性の場合は(4)の対応 【職員】 ①検査結果が出るまで自宅待機 ②検査結果が陰性の場合は2週間を目安に自宅待機 陽性の場合は(4)の対応	開園	登園回避の期間は当該園児の保育料を日割り減額
	(3) 本人に症状があって、PCR検査を受けることになった	【園児】 ①検査結果が出るまで登園回避を要請 ②検査結果が陰性の場合は通常登園 陽性の場合は(4)の対応 【職員】 ①検査結果が出るまで自宅待機 ②検査結果が陰性の場合は通常勤務 陽性の場合は(4)の対応	開園	PCR検査実施日から検査結果判明日までの期間は当該園児の保育料を日割り減額
	(4) 本人が陽性者となった	【園児】 治癒するまで登園できません 【職員】 治癒するまで勤務できません	当該施設は、 <b>原則、感染が確認された日の翌日から3日間臨時休園(土・日、祝日を含む)※1</b>	・全園児の保育料を日割り減額 ・当該園児については治癒するまで登園しなかった期間の保育料を日割り減額
2. 市内の複数の学校園・保育所等で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、施設内に感染リスクが生じたとき			・感染者が確認された当該施設は上記の取扱い ・発生地域が限定されている場合を除き、市域全体の施設において保育提供の規模縮小を検討	保育提供の規模を縮小した期間において、登園を自粛した園児の保育料を日割り減額

※1 臨時休園の期間は、原則、感染が確認された日の翌日から3日間(土・日、祝日を含む)とします(3日間の作業は濃厚接触者リスト作成・消毒・体制づくり等)。その後の再開、または休園期間の延長、休園の範囲(園全体・クラス別等)については、保健所の指示・助言等を踏まえ、濃厚接触者等の関係や施設運営上の体制整備等を鑑み決定します。

・上記は公立施設の対応ですが、私立の施設についても公立に準じた取扱いをお願いするとともに、登園自粛及び休園期間等については吹田市児童部保育幼稚園室と相談のうえ決定いただくようお願いいたします。

・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応を見直す場合があります。